

2014. 12. 25

**==厚生労働省において平成 26 年度輸入食品監視指導計画監視結果
(中間報告) が公表されました==**

■平成 26 年 4 月から 9 月までの監視結果 (中間報告) について、厚生労働省から情報提供がありましたのでお知らせします。

■平成 26 年 4 月から 9 月の間の食品等の輸入届出・検査・違反状況について

- ・輸入届出件数は 1, 138, 913 件【1, 106, 117 件】であり、輸入届出重量は 11, 952 千トン【12, 321 千トン】でした。
- ・検査件数は 99, 165 件【104, 766 件】であり、このうち 430 件【562 件】を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置が講じられました。

【 】: カッコ内の数字は昨年同期の数値

■違反事例の概要

- ・食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る食品衛生法第 11 条違反の 277 件が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 114 件、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 28 件、添加物等の販売等の制限に係る法第 10 条違反の 22 件、食肉等の衛生証明書の不添付に係る法第 9 条違反の 2 件、おもちゃの規格に係る法第 62 条に基づき準用される法第 18 条違反の 1 件でした。

■詳細につきましては厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

■ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。

■すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hasshin/haishin.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所 (保健所) 食品衛生相談窓口